








健軍154号建物他エレベーター保守

表紙	健軍154号建物他エレベーター保守					図面番号	1/5
図名	表紙					作成年月日	6.2.17
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画主任	管財主任	営繕陸曹	作成者	
							
所属	陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科						

仕 様 書

件 名	健軍154号建物他エレベーター保守	所 属	健軍駐屯地業務隊管理科
		作成年月日	令和7年2月17日
		作成者名	防衛技官 高橋 侑聖

1 総 則

本仕様書は、「健軍154号建物他エレベーター保守」について適用する。

2 場 所

熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊 健軍駐屯地

3 保守点検期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

4 規格・数量及び役務内容等

(1) ロープ式エレベーター（インバーター制御式）の保守点検作業（フルメンテナンス）

場 所	機 器 名	数 量	メーカ名	保守点検回数
154号建物	乗用エレベーター 4停止 750kg 11名 60m/min 付加装置：地震時管制運転装置 停電時自動着床装置	2基	三菱電機株式会社	月1回 (年1度の定期検査を含む)
151号建物	乗用エレベーター 7停止 450kg 6名 90m/min 付加装置：地震時管制運転装置	2基	三菱電機株式会社	月1回 (年1度の定期検査を含む)

保守点検項目

1. 機械室
各機器、受電盤、起動盤・制御盤・リレー盤、巻上電動機、そらせ車、調速機及び室内環境状況
2. かごまわり
かご上、かご戸回り、かご上ステーション、インダクタ着床リレー、非常止め装置、ガイドシュー、給油器、救出口、はかり装置及びかご回り環境状況
3. 昇降機
リミットスイッチ・位置スイッチ、配管配線継ぎ箱、ガイドレール、ロープ着床スイッチプレート、移動ケーブル、乗場戸回り及び昇降路環境状況
4. ピット
緩衝器、張り車、つり合車及びピット環境状況
5. かご室乗場
意匠（照明、かご内操作盤、かご室・乗場インジケータ・乗場押ボタン）、外部連絡装置及びかご室乗場環境状況
6. その他
地震時管制運転装置、停電時自動着床装置

消耗部品項目

1. 可動・固定コンタクト 2. ヒューズ 3. V型抵抗管 4. ベルト 5. 灯芯
6. ドアシュー（戸の脚） 7. 照明用ランプ・グローランプ 8. インジケータ用ランプ
9. 操作盤・乗場押ボタン用ランプ 10. 停電灯用ランプ 11. 点検用オイル・グリス類
12. ウェス・サンドペーパー 13. ビス・ナット・ワッシャー

(2) 機械室レスエレベーターの保守点検作業（フルメンテナンス）

場 所	機 器 名	数 量	メーカ名	保守点検回数
230号建物	乗用・人荷用エレベーター 5停止 900kg 13名 60m/min 付加装置：戸開走行保護装置 地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 火災時管制運転装置 遮煙ドア（5箇所）	2基	三菱電機株式会社	月1回 (年1度の定期検査を含む)

保守点検項目

1. かがり回り
かがり上、かがり戸回り、かがり上ステーション、着床装置、非常止め装置、ガイドシュー、給油器、吊り車、はかり装置及びかがり回り環境状況
2. 昇降路
制御盤、巻上電動機、巻上機、调速機、終点スイッチ、ガイドレール、つり合いおもり、吊り車、ロープ、着床装置プレート、移動ケーブル、乗場戸まわり、はかり装置、昇降路環境状況
3. ピット
緩衝器、張り車、冠水検出センサ、ピット環境状況
4. かがり室乗場
意匠（照明、かがり内操作盤、かがり室・乗場インジケータ・乗場押ボタン）、外部連絡装置及びかがり室乗場環境状況
5. その他
地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置、遮煙ドア

消耗部品項目

1. メモリーバックアップ用電池
2. ヒューズ
3. 制御盤内抵抗管
4. カゴドア装置用駆動ベルト
5. 給油器油芯
6. ドアシュー（戸の脚）
7. インジケータ用ランプ
8. 操作盤・乗場押ボタン用ランプ
9. 停電灯用ランプ
10. 点検用オイル・グリス類
11. ウェス・サンドペーパー
12. ビス・ナット・ワッシャー

(3) 本件は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（現行版）」及び関係法令に基づき実施する。

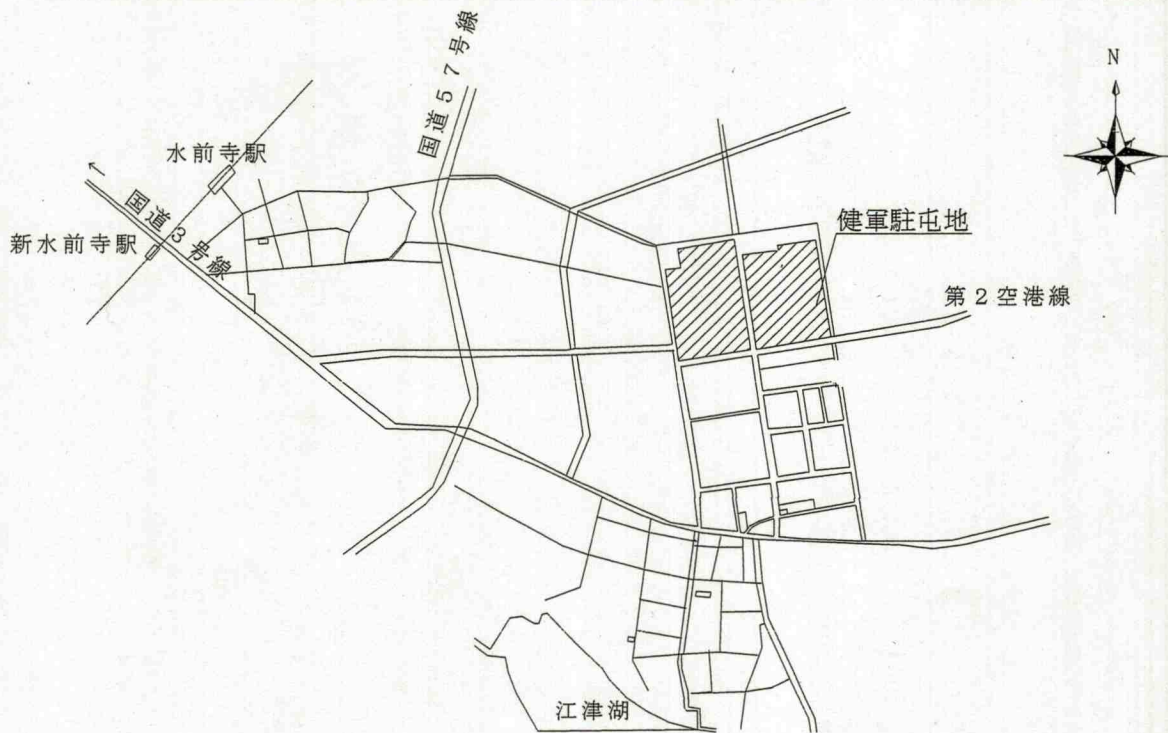
5 特記事項

- (1) 保守点検は、エレベーター保守点検項目により実施するものとするが、仕様書に記載なき事項といえども業務の完了に必要な事項は監督官と調整のうえ実施するものとする。
- (2) 故障時等の緊急対応については、エレベーターを24時間遠隔監視し、次の異常信号を受信した場合は速やかに技術員を派遣し修理を実施するものとする。
ア 閉じ込め故障 イ 使用不能故障（運行に支障がある状態） ウ 着床不良
エ 扉開閉不良 オ 制御盤停電 カ 監視装置停電 キ 制御関連機器温度異常
- (3) 保守（フルメンテナンス契約）に当たっての部品及び消耗品等は消耗部品項目による。取替及び修理作業は、保守業者負担とする。但し、次の事項については除外する。
ア 意匠部品の塗装・メッキ直し・修理・部品取替・清掃
イ 巻上機、電動機、駆動機等の機器一式の取替
ウ 部品修理・取替に必要な建築関係工事
エ 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは要求による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事

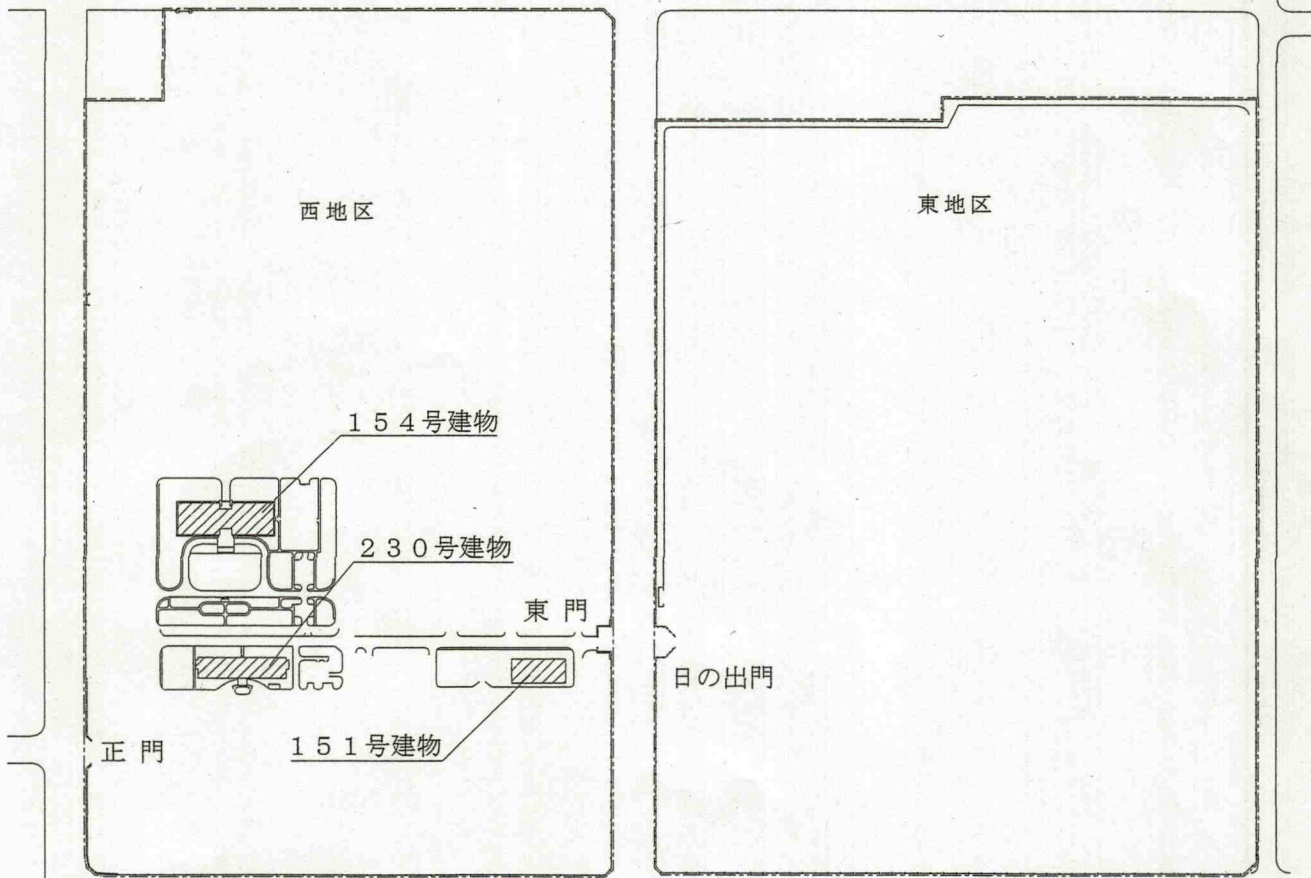
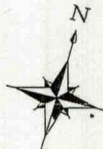
オ 使用者側の不注意、不当な使用・管理により発生した修理又は取替

カ 地震、類焼、爆発、その他の不可抗力により発生した修理又は取替

- (4) 使用者側の過失による、部品の取替及び修理等の使用者側負担作業に際しては、監督官と調整の上、監督官の指示により処置すること。
- (5) 保守点検作業者は、昇降機検査資格者の資格を有する者とし、監督官の指示に従いその写しを一部提出すること。
- (6) 保守点検作業においては、作業記録報告書を1部提出すること。また、遠隔監視は、月毎に遠隔監視報告書を1部提出すること。なお、遠隔監視装置による異常通報により処置を行った場合は、作業記録報告書又は故障修理報告書を1部提出すること。



健軍駐屯地案内図 S=1:10,000



健軍駐屯地配置図 S=1:6,000